

議員案第14号

東京電力新潟柏崎刈羽原発の避難計画問題に関する意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年6月17日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

村上 ようすけ

片 山 かおる

森 戸 よう子

東京電力新潟柏崎刈羽原発の避難計画問題に関する意見書

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働をめぐる地元同意の判断要件の一つが、実効性のある原子力防災計画・避難計画となっている。現在、内閣府が設置した柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会において、柏崎刈羽原発立地・周辺の各自治体の計画や、国の対応を取りまとめた「緊急時対応」の策定を進めており、地域原子力防災協議会が原子力災害対策指針に沿っていることを確認し、原子力防災会議による了承を受けることになっている。しかし、その内容には多くの問題があり、実効性に欠くものと言わざるを得ない。これでは万が一の事故の際、住民の安全は保障されない。

中でも、原発事故と地震、豪雪など、複合災害が発生したときの避難の問題は深刻である。原子力規制委員会の定めた原子力災害対策指針は、原発で深刻な事故が発生し、全面緊急事態となった際、P A Z（原発から半径 5 k m 圏内）の住民は即時避難、U P Z（半径 5 - 3 0 k m 圏内）の住民は屋内退避ということになっている。

しかし、能登半島地震では、多くの家屋が倒壊し、避難路も通行不能になり、多くの孤立集落が生じた。つまり、地震等の天災と原発事故との複合災害では、避難も屋内退避もできない状況となり得るのである。

大雪等の悪天候と重なった場合、道路が通行できなくなり、避難が困難になることも予想される。柏崎刈羽地域の緊急時対応（案）では、暴風雨や大雪の際には、自宅などで屋内退避となっている。しかし、5 k m 圏内では屋内退避を実施しても、被ばく線量が国際原子力機関（I A E A）の判断基準（実効線量 1 0 0 m S v）を上回る。すなわち「重篤な確定的影響を回避する」という原子力災害対策指針の要求を満たすことができない。

放射線防護対策施設が設けられているが、避難が困難な要支援者を対象としているため、収容人数には限りがある。例えば、原発から北東 2 k m の高浜コミュニティセンター（宮川地区）は収容可能人数が 6 5 人だが、原発至近の大湊地区と合わせた地区住民 2 1 0 人を収容することはできない。さらに、能登半島地震の際は、多くの放射線防護対策施設が損傷や異常が生じて使えない状態となり、原子力災害の際に住民を被ばくから守るものにはならない。

新潟県内全市町村でつくる「原子力安全対策に関する研究会」は 5 月 2 0 日、新潟市内で実務担当者会議を開いた。東京電力柏崎刈羽原発の再稼働に向けた議論が進む中、自治体の担当者からは住民の不安や疑問を踏まえた質問が上がり、残された課題の多さが浮き彫りになった。小千谷市の担当者は、県がシミュレーションにおいて I A E A が示す週 1 0 0 m S v を基準とし、半径 5 k m 以上の地域では基準を超えないと説明した点について、疑問視している。

柏崎刈羽原発のエネルギーの供給先は本市を含む関東圏であるが、そのエネルギーの供給元での住民の安全確保について、私たちも重大な関心を持つべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、柏崎刈羽原発の再稼働に反対するとともに、住民の安全を守らない緊急時対応計画を、了承しないように求めるものである。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 月 日

小金井市議会議長 斎 藤 康 夫

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
環境大臣 様
内閣官房長官 様

議員案第 15 号

「放射能汚染土」の再利用の中止・撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 17 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

村上 ようすけ

片 山 かおる

森 戸 よう子

「放射能汚染土」の再利用の中止・撤回を求める意見書

環境省は、原発事故後の除染で生じた除去土壌を「復興再生利用」するための省令改正案への意見募集を行い、さらに2025年2月には、福島第一原発事故後の除染で発生した「除去土壌(放射性物質を含む汚染土)」を、全国の公共事業等において「復興再生利用」するため、「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方(案)(中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 成果の取りまとめ)」に対する意見募集を行った。

2025年5月27日、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」が示された。環境省が同時に示した「復興再生利用を積極的に進める」ポスターでは、「被ばくは無視できるレベル」という記載があり、福島県の住民からは抗議の声が寄せられている。

そもそも、人体に悪影響を与える放射性物質は集中管理が原則である。今回の再利用では、埋めてある汚染土を掘り返し、トラックに積載し、運搬し、工事現場へ投入する。その作業の全ての段階で、ちりやほこりと共に、放射性物質が拡散する。

また、汚染土の利用場所や用途の制限が行われていない。軟弱地盤のある場所や地滑り地など、飛散及び流出のリスクが高い場所においても十分な検討を行うとされており、利用制限がされていないため、将来的な土砂崩れ、災害等での放射性物質の拡散の危険性がある。

よって、小金井市議会は、政府に対し、放射能汚染土の再利用の中止及び撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
環境大臣 様
復興大臣 様

議員案第16号

医療崩壊の危機的な状況を一刻も早く解決し、国民の命を守る医療体制
の拡充を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和7年6月17日提出

小金井市議会議員

坂 井 えつ子

片 山 かおる

森 戸 よう子

医療崩壊の危機的な状況を一刻も早く解決し、国民の命を守る医療体制
の拡充を求める意見書

地域医療の崩壊が叫ばれ、多くの病院から悲鳴が上がっている。この間の診療報酬改定が物価や賃金の上昇に追いつかず、多くの病院が経営危機に陥っており、医療崩壊を止める国の施策は急務である。

日本病院会などの調査では、2024年の診療報酬改定後、医業本体が赤字の病院は7割にも上ることが明らかになっている。同年4月の診療報酬改定で、薬価を除き報酬本体は0.88%のプラス改定とされた。しかし、同年末の消費者物価指数が前年同期比で3.0%上昇するなどの物価高の中、医療機関は診療材料費や光熱水費などの経費増を補えていない。その上、診療材料費などにかかる消費税の負担も重くなっている。医療は公定価格のため、物価上昇分や消費税分を患者に転嫁できず、多くの病院が経営を悪化させているのが実情である。

人手不足解消のため、賃上げも求められているが、全国保険医団体連合会の調査においても、診療報酬改定により、人件費が「補填できていない」と答えた病院が9割を超えている。医療従事者の賃金は全産業平均に届かず、格差が開き離職が広がっており、克服することが喫緊の課題である。既に、診療科や入院患者の受入れを減らす、救急医療の廃止などの事態が全国に広がっており、国民の命に関わる重大な事態となっており、看過できない。

厚生労働省の諮問機関の中央社会保険医療協議会の総会では、一般病院は病床利用率が9割以上でないと黒字にならず、病床に余裕を持たせると経営を維持できないとして、「これでは感染症拡大に全く対応できない」との声が出されたとのことである。

医療は地域社会の最も重要なインフラの一つであり、日常の医療に加え、感染症や自然災害などの際に、命を守れる体制作りが不可欠である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、国民の命を守るため、患者負担にならないよう緊急に国費を投入し、診療報酬の基本部分を引上げ、医療崩壊を止めるため、医療従事者の賃上げを図るよう、十分な支援を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議員 齋藤 康夫

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
内閣官房長官 様

議員案第 17 号

選択的夫婦別姓の実現を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 17 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

選択的夫婦別姓の実現を求める意見書

選択的夫婦別姓を導入する法案が１９９７年以来、２８年ぶりに衆議院法務委員会で審議入りした。多くの国民が制度導入に声を上げており、実現が求められている。

選択的夫婦別姓導入については、法制審議会（法務大臣の諮問機関）が１９９６年に答申をしたが、約３０年実現していない。姓名は、個人がそれまで生きてきた人生の象徴、個人のアイデンティティーであり、変更を強制されないことは人格権の大事な一部である。

衆議院に提出された３つの民法改正案のうちの１つは、夫又は妻の姓を名のる（同姓）か、各自が結婚前の姓を名のる（別姓）かを選び、別姓の場合は結婚時に子どもの姓を定める制度であり、１９９６年の法制審議会の答申を基にされている。

日本でも国際結婚や事実婚、旧姓の通称使用などで両親の一方と姓が違う子どもは多数いること、そして、日本以外の国では別姓を認めており、親と子で姓が違う場合でも問題は起きていないことから、「親と子の姓が別々になるからかわいそう」「家族の一体感が失われる」という意見は、反対する理由にはならない。

また、通称使用では一方の改姓を前提とするもので、人生の象徴としての姓名の喪失感という根本は解決しない。むしろ、戸籍姓と旧姓との併用は社会的に十分機能せず、混乱を招くおそれすらある。法制審議会の答申に至る中間報告は、旧姓の通称使用の法制化は「採用しない」という結論を出している。

各世論調査でも、選択的夫婦別姓導入について賛成が反対を上回っており、経団連や経済同友会など、経済界からも政府に対して早期導入を要望している。政府は国連の女性差別撤廃委員会から、２０年以上前から４回も民法改正の勧告を受け、来年１０月までに進捗状況を報告するよう指摘されている。２８年ぶりに国会で法案が審議されている今こそ、選択的夫婦別姓を実現するときである。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓の実現を求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年 月 日

小金井市議会議長 斎 藤 康 夫

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

総務大臣 様

法務大臣 様

内閣府特命担当大臣(男女共同参画) 様

議員案第 18 号

mRNA型を含む遺伝子製剤をワクチンとして承認するにあたり、十分な年月
をかけた検証を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 17 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

藤 川 賢 治

mRNA型を含む遺伝子製剤をワクチンとして承認するにあたり、十分な年月
をかけた検証を求める意見書

厚生労働省の予防接種健康被害救済制度において、新型コロナワクチン接種後の死亡が1,018名認定されている。これは、過去48年間に於けるその他全ワクチンの累計死亡認定163名を大きく上回り、前例の無い規模の健康被害が発生しており、極めて深刻な事態である。

新型コロナワクチンの感染予防や、重症化予防の効果に関する検証は不十分である。複数の自治体において全住民の接種歴と死亡歴を照合した解析を行った結果、接種後に死亡数が増加している傾向が指摘されていることから、有効性と安全性のバランスについては、再検討が必要である。

mRNA製剤は体内で抗原を産生させる遺伝子製剤であり、従来の薬やワクチンとは根本的に性質が異なる。このような製剤については、増殖能の有無や体外への排出（シェディング）の可能性など、多角的な観点からの検証が不可欠であり、医薬品規制調和国際会議（ICH）のガイドラインにもその必要性が記されており、厚生労働省のウェブサイトには日本語訳も掲載されている。

前述のとおり自己増殖能を持つ遺伝子製剤には、より慎重な検証が求められるが、日本では増殖能を持つレプリコン型mRNAワクチンが十分な年月をかけた検証を経ることなく承認されており、これは重大な問題である。

新型コロナワクチンは「特例承認」により、通常の審査手続を大幅に省略して導入された。このような簡略化はリスクを見逃す原因となる。また新型コロナウイルス感染症は既に「5類感染症」とされており、特例承認や緊急使用を必要とする状況にはない。今後新たな遺伝子製剤をワクチンとして承認するには、従来通りの遺伝子製剤としての審査手続を行い、十分な年月をかけるべきである。

国立医薬品食品衛生研究所の資料によると、mRNA技術を用いたワクチンの治験が100件以上進行している。新型コロナウイルス以外にもRSウイルス用のmRNAワクチンなどが既に承認されているが、それらが十分な年月の検証を経て承認されたとは言い難い。さらに、インフルエンザや、新型コロナウイルスとインフルエンザの混合型ワクチンの開発や承認申請も進んでおり、拙速な承認が繰り返されるおそれがある。

よって、小金井市議会は、国会及び政府に対し、mRNA型を含む遺伝子製剤をワクチンとして承認するに当たっては、従来のワクチンとは異なる特性とリスクを十分に踏まえ、拙速な承認を避け、十分な年月をかけた検証を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議員 齋藤 康夫

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様

議員案第 19 号

米政策における安定供給と持続可能な農業政策の構築を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 18 日提出

小金井市議会議員

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

藤 川 賢 治

片 山 かおる

米政策における安定供給と持続可能な農業政策の構築を求める意見書

価格が高止まりし、供給不足が続くコメをめぐり、石破首相は6月2日の参議院予算委員会で、首相を議長とする関係閣僚会議の新設を明らかにした。会議では、コメの価格高騰の要因を検証し、生産調整の見直しを含めた対応策を議論する方針だと報道された。この会議において抜本的な農政の見直しが行われ、主食であるコメの生産から流通まで安定的に供給される制度の構築を期待する。

国の「減反政策」は1970年に本格導入され、コメの価格維持のために各農家へ生産量を割り当てた。2018年に廃止されたが、国は現在も補助金で飼料用米への転作を促すなど、主食用米の生産量を抑制しており、事実上の「減反」が続いてきた。

その中で起きた今回の「令和の米騒動」は、2023年の猛暑による高温障害がきっかけとも言われるが、異常気象など自然現象だけが要因ではない。生産調整と補助金の仕組み、米価の変動など、これまでの日本の農業政策のひずみ、脆弱さが露出したものであり、食の安全保障の観点でも重大な岐路に立たされていることが浮き彫りとなった。

財務省の「令和7年度予算の編成等に関する建議」の参考資料「米・水田政策の見直し」によれば、食の自給率に引きずられることなく輸出産業としての米政策を強化し、農地の集約化・大区画化で生産性を向上させる方向性が示されている。しかし、日本の耕地面積の4割は中山間地であり、急峻な地形での効率化には限界がある。

また、日本の農家の平均年齢は69.2歳で確実に高齢化が進んでおり、全国米穀販売事業共済協同組合は「米穀流通2040ビジョン」において、コメの基幹的農業従事者数が2020年の85万人が2040年には30万人に激減し、2040年には国産だけでは国内需要量を賄いきれなくなると危機感を表している。

競争力強化より優先すべきは、主食であるコメが条件不利な農地であっても国内で安定的に生産され、他国に頼らずとも安心して主食として供給できる体制作りである。何より求められるのは、農家の高齢化と後継者不足の問題を解消し、新たな農業従事者を増やし、食の自給率を上げ、国民の食の安全保障につなげることである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、総合的な米政策の在り方についての検討において、より安定的で持続可能なコメの生産から流通までの仕組みを再構築すること及び高齢化する農家の減少に歯止めをかけ、持続可能な農業政策を構築することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎 藤 康 夫

内閣総理大臣 様
農林水産大臣 様

議員案第 20 号

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 18 日提出

小金井市議会議員

太 田 宏 徳

清 水 学

河 野 麻 美

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかという不安の声が寄せられている。

特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業を始め、多くの事業者の設備投資への判断や、賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められている。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者（以下「中小企業事業者等」という。）を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって、小金井市議会は、政府に対し、米国の関税措置について、特に日本の企業の9割以上を占める中小企業事業者等を対象とした、具体的かつ手厚い施策を講じることを以下のとおり強く求めるものである。

- 1 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業事業者等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払拭に努めること。
 - 2 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続の周知・広報等、事業者側に立った手厚い対策を講じること。加えて米国の関税措置による、直接的、間接的な事業者への影響を踏まえてセーフティネット保証制度の適用等、資金繰り支援に万全を期すこと。
 - 3 各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等、政府として可能な限り速やかに、正確で最新の情報を国民や事業者に分かりやすく発信すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
経済再生担当大臣 様

議員案第 21 号

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 18 日提出

小金井市議会議員

太 田 宏 徳

清 水 学

河 野 麻 美

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保、消費者教育及び啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならない。しかし、国が措置し、地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政推進交付金は、令和7年度末に多くの地方公共団体での活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、消費者教育及び啓発に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退、縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう、雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O－N E T）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって、小金井市議会は、政府に対し、以下の措置を行うよう強く求めるものである。

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と、処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を、国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

小金井市議会議長 斎藤 康夫

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 様

議員案第 22 号

議会改革に関する諸問題の調査

次の議案を提出する。

1 調査事項

議会改革に関する諸問題の調査

2 調査方法

- (1) 本件調査は、議会運営委員会に付託して行う。
- (2) 本件調査は、調査終了までとし、議会の閉会中も継続して行うことができるものとする。

令和 7 年 6 月 20 日提出

小金井市議会議員

太 田 宏 徳
天 野 か な
清 水 学
水 谷 たかこ
坂 井 えつ子
河 野 麻 美
片 山 かおる

(提案理由)

物価高騰により市民生活は厳しい状況が続き、さらに関税を巡る世界の動向による影響が懸念される。住民福祉の増進を旨とする地方自治体の果たす役割がより一層求められている。

議会は二代表制の下、執行機関と対等の立場でお互いの役割を発揮し、それらの課題に対処して住民福祉の向上を図る責務を有し、小金井市議会 B C P（業務継続計画）の策定等に取り組んできた。

小金井市議会基本条例の趣旨をいかしながら、議会の在り方を不断に検証し、なお一層の議会改革を推進する必要がある。よって本案を提出するものである。

議員案第 23 号

物価高騰の中、商業者・市民への更なる支援策を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 24 日提出

小金井市議会議員

清 水 学

村上 ようすけ

水 上 洋 志

渡 辺 大 三

物価高騰の中、商業者・市民への更なる支援策を求める決議

物価高騰によって、市民生活は厳しい状況に置かれており、緊急の支援策が求められている。このような中、小金井市は今定例会に提案された令和7年度小金井市一般会計補正予算（第2回）において、「小金井市商工会特別事業補助金」事業に要する経費として1億6,255万円を計上した。財源は、国から1億3,000万円、一般財源から3,255万円である。

これは、小金井市商工会が行うキャッシュレス決済ポイント還元事業に対し、補助を行うものである。対象期間は11月1日から30日までの1か月間で、対象のキャッシュレス決済事業者は4事業者である。1事業者当たり限度額12,000円相当分、1決済当たり3,000円相当分が付与されるというものであり、消費を喚起することによる事業者支援は重要である。

しかし、消費者側のキャッシュレス決済の利用割合は42.8%であり、そのうちPayPayなどのコード決済の利用割合は9.6%、電子マネーの利用割合は4.4%である（経済産業省「【参考】キャッシュレス決済額・比率の内訳の推移(2010～2024年)」より）。

また、前回の同事業に参加した事業者は950店舗で、全体の約3分の1という状況である。7割の事業者と多数の市民が利用できないことは明らかである。

現状の物価高騰は、低所得者のみならず、中所得者層も含め厳しい状況に置かれており、広く行き渡る支援策が求められている。

さらに、補正予算の調整に当たっては、小金井市で前回実施したものとほぼ同様の内容で、決定した後小金井市商工会に説明していることが明らかになった。今回の予算計上の目的が物価高騰支援と事業者支援ということではあるものの、商業関係者の意見聴取を始め、物価高騰対策では小金井市民だけではなく市外の方も対象となること、事業者支援ではキャッシュレス決済非対応の事業者数を把握することなく設定していること、コンビニエンスストアにおけるフランチャイズ店舗の取扱い、キャッシュレス決済利用の年齢属性などの調査・検討が、ほとんど行われなかったままの予算計上となっており、あまりにも検討が不十分である。より効果のある支援策を検討すべきであった。

よって、小金井市議会は、物価高騰の影響が広がる中、この間の事業の検証を行い、より効果のある事業を検討するとともに、小金井市商工会や小金井市商店会連合会をはじめ、市内関係者から積極的にヒアリングを行い、今回の支援策において恩恵を受けられない事業者や市民を視野に入れた、更なる支援策の拡充を求めるものである。

以上、決議する。

令和7年 月 日

小金井市議会

議員案第 24 号

防犯機器等購入緊急補助事業に関する決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 24 日提出

小金井市議会議員

清 水 学

小 林 正 樹

河 野 麻 美

沖 浦 あつし

村上 ようすけ

渡 辺 大 三

森 戸 よう子

防犯機器等購入緊急補助事業に関する決議

議案第29号令和7年度小金井市一般会計補正予算（第2回）には防犯機器等購入緊急補助事業に要する経費が盛り込まれ、6月17日の予算特別委員会で審査された。

同事業に要する経費の財源内訳を見ると、東京都補助金が4,100万円で、市費は僅か3万3,000円となっており、市独自の上乗せ（補助上限額の増額）や横出し（補助対象の拡大）は見送られた。

闇バイト強盗事案が隣接市を含む多摩地域でも発生している中、多摩26市や類似市の動向を見ると、独自の上乗せや横出しの工夫も少なからず見受けられる。十分に内容を検討する時間的余裕があったにもかかわらず、消極的な姿勢にとどまったことは、市民の安心、安全を守る観点から残念である。

よって、小金井市議会は、白井市長に対し、予算特別委員会等における各委員からの指摘事項や他市の事例を勘案して、一定の措置や執行率向上の工夫を講じるよう求めるものである。

以上、決議する。

令和7年 月 日

小金井市議会

議員案第 25 号

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

地方自治法第 112 条及び小金井市議会会議規則第 14 条の規定により提出する。

令和 7 年 6 月 24 日提出

小金井市議会議員

た ゆ 久 貴

水 上 洋 志

森 戸 よう子

(提案理由)

今日の物価高騰から、市民生活を支援することに資するため、本案を提案するものである。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例

小金井市下水道条例（昭和44年条例第33号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

（一般汚水に係る基本使用料の特例）

- 2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に徴収する使用料のうち、規則で定める4か月分の基本使用料については、第14条第1項の表の規定にかかわらず、0円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
付 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (一般汚水に係る基本使用料の特例) 2 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に徴収する使用料のうち、規則で定める4か月分の基本使用料については、第14条第1項の表の規定にかかわらず、0円とする。 付 則 この条例は、公布の日から施行する。	付 則 (施行期日) この条例は、公布の日から施行する。	項建てへの 変更 基本使用料 の特例に係 る規定の追 加